

思想の（自由）市場論とデジタルメディアについて

江藤祥平（一橋大学・憲法）

@情報通信法学研究会 メディア法分科会

1. 本稿の目的

* 本報告における media の用法：主に媒体 medium, intermediary を念頭¹

➤ デジタル（主にインターネット）社会における目下の課題

1. Dis-/ mis- information, fake news, deep fake, fake crowds にどう対処？
2. 増幅する誹謗中傷 cf. reality show（show の構造自体が公私混同により演者を危険に晒す）、hate speech にどう対処？（大阪市ヘイトスピーチ条例事件）
3. Attention economy にどう対処？情報過多の世界における閲覧数稼ぎ
4. Echo chamber, filter bubble, アルゴリズム・AI にどう対処（→2025 年公法学会における曾我部真裕・山本龍彦による総会報告の主題）
5. DPF の権力の拡大とその規制？content moderation の是非（cf. DPF 取引透明化法）
6. マスメディアの衰退と復権？DPF との関係。公共放送・民放の役割
7. 知る権利をどう確保するか？
8. Cancel culture の是非（成原 & 志田（2025）の温度差）。SNS 等を用いて「世（俗）論」を形成、法の支配・適正手続の問題

➤ 上記の諸問題に応じて様々な対策が打ち出されつつあるが、その方向性に関わるアクターによって様々。政府と企業、オールドメディアとニューメディア /DPF との間で権益は異なる。権益の配分をめぐる争いの側面も。

➤ 前提として、情報空間の秩序形成はいかにあるべきかという問い（曾我部 2024）。

Q. 望ましい社会とは？（出典：「次世代 NHK に関する論点とりまとめ（第 2 次）」報告書 p.4）

「様々な価値観・考え方をもつ人々が、それにもかかわらず社会的に共同することの便益を分かち合う多元的な社会」

Q. 望ましい情報空間

「個人の自律的選択（同時に表現の自由）が保障されている空間」

➤ 対策のあり方を占う上で大きな指標となるのが「表現の自由」という価値。ここでいう自由を国家の「不介入」（外的障害からの自由）と捉えるなら、上記の諸課題に対しては軒並み否定的な回答。他方、自由に積極的な意味を読み込むなら、いかなる自由かという問題を引き受けざるを得ない。

¹ content そのものではなく、intermediary の意味。新聞・テレビなど old media や DPF のような new media を指している。後者は digital がその本質要素に組み込まれているが、前者は digital 化を遂げつつある。

- 表現の自由は、それ自体が自己目的ではない。伝統的に3つの価値に資するものとされてきた、思想の（自由）市場・自己統治（知る権利を含む）・自己実現。上の諸課題はそれぞれどの価値を、どのように揺るがすのか。そもそもこの3つの価値の関係性はどうあるのか（市川 2025 は、自己実現や自己統治の価値を支える基本的な考え方として位置付ける）。
デジタルメディアの発展に伴う情報社会の変化を契機に、この問いを考える。

2. 思想の（自由）市場の前提条件の崩壊と再構築

- 思想の自由市場（marketplace of ideas）

思想は idea、thought ではない。憲法 19 条の「思想の自由」は freedom of thought、idea と thought の違い？ idea は公的空間で表現され挑戦されるもの。思想に比べて社会的で関係的。故に制約にも服する（←思想の自由は内面にとどまる限り絶対的）
Cf. 著作権法の expression/idea 二分論。19 条の良心の位置づけは？

- 近年、思想の自由市場論をデジタル社会の文脈で捉え直す動きが活発。

前提条件が大きく揺さぶられている。その多くが、思想の「自由」すぎることが市場を「失敗」に導いていることを憂い、国家による市場の再設計を必要とするもの。経済学でいう Adam Smith の「見えざる手」vs. Keynes の修正資本主義の対立？

- 前提条件とは？（曾我部 2024）

「真実の最良のテストは、市場の競争の中でそれ自体を受け入れられるようになる思想の力」（O.W. Holmes）→悪い思想は淘汰され、良い思想が生き残る

①市場に流通する情報量は多ければ多い方がよい、②そのためには国家の介入は少ないほどよい（国家からの自由²）、③情報の受け手は自律性を有し、情報の選別・判断能力を備えている

- 今日の SNS・AI 環境において前提条件の崩壊

山本龍彦（2023）「思想の市場」から「刺激の市場」へ。Attention economy の中に構造化された AI は、自由放任的な市場の成立条件を掘り崩す：①filter bubble、②システム 1（自動システム）への砲撃（システム 2 の機能不全）、③deep fake の生成・拡散、④fake crowds（多数に支持されているかのような外観）。

⇒ 国家が「作為」により市場を再構築する必要

国家と DPF との関係は、政教分離のアナロジー。政情一致（国家が DPF を抱え込む）、政情分離（伝統的立憲主義）、政情協約（立憲的封建制）

曾我部（2024） 国家は知る権利（憲法 21 条）の実現のために積極的義務を負う（保護義務論のアナロジー）→不介入の修正。介入の方法は「環境」中心アプローチ

² Government speech との関係。国民の文化活動の援助（憲法 25 条の文化は、戦後直後の文化国家論と響き合う関係にある）。表現の自由の援助と撤回（「宮本から君へ」事件最高裁判決。肥大化する世論に過剰に反応してリスクを大きく見積もることへ警戒感を示す）。

（市川 2025 は否定的）。DPF の規制やジャーナリズムへの助成など（水谷 2023）。

山本健人（2023） デジタル立憲主義（デジタル技術を扱う私的主体が権力者となりうるデジタル空間に立憲主義の価値〔権力制限的な思考〕を持ち込むことを志向する）。デジタル自由主義（ex. アメリカ）、デジタル権威主義（ex. 中国「幸福な監視社会」）との比較。デジタル立憲主義は立憲主義と国家の必然的な結びつきを切断する方向に傾く（デジタル空間は「国境」を越えるため）。

➤ 分析の視座

デジタルメディアの登場により、思想の自由市場が一つのイデオロギー的機能を営んでいることが明確に。そこで「自由」を一定限度で制約して思想の市場を元通りに回復しようとする。もっとも、デジタルメディア登場以前における思想の自由市場もイデオロギー性を帯びていたはず（発言機会の権力的分配）。Mass media による一種の content moderation により国民の発言権・知る権利は大きく制約されてきた。自由を至上命題とすることなく、思想の市場を運営・維持しようとするのは今も昔も同じ。

⇒問題は、それだけで良いのか？この問題に、自己実現（私的領域）と自己統治（公的領域）の価値はどう関わっているのか？

3. 思想の市場とその外部

（1）山羽論文の骨子

山羽（2025）：思想の自由市場とは別に、思想の市場という発想を固定。その外部について思考する必要がある。

- 思想の自由市場における「真理」―「理性的な熟議・討議こそが、保護されるべき言論のパラダイムをなす」「一体的なシステムそれ自体のインテグリティ」の保全が必要。統御された熟議の場として、市場は「仮構された全体性」
- 自由市場は一定のイデオロギー的機能。真理の発見とは、「表現手段の分配過程における歪みを覆い隠し、既存の権力関係や偏見を維持する」もの？⇒介入の必要。インターネットが言論の全体を覆い尽くす現代では、より顕著。

思想の市場の「外部」。Robert Post：「表現の自由とは自己統治の主体となることについての個人の権利」、「公論の形成過程を、善の構想や価値判断に関わる集合的アイデンティティが構成されるプロセス」

⇒「規律を欠いた饒舌さ」、「理性的な説得という枠を当てはめることはできない」、「他者の人格を脅かし嫌悪を催させるような表現（ここには差別的言論も含まれる）も、その主題・文脈が公共的である場合には許されうる」

思想の市場：熟議民主主義（エリートによる管理の肯定と結びつきやすい）、理性的討論に重きを置く

Post の構想：闘技民主主義（代表システムによって集約され尽くせない）、情動的要素を重視し敵対性を排除しない。ただし「なんでもあり」ではなく、私的領域（個人の尊厳）が固持されることは前提

- 山羽：「集合的アイデンティティをめぐる闘技コミュニケーションは、思想の市場さらには公共空間それ自体を呑み込みながら全面化していく傾向」
- ⇒ 「民主政」（規律のない不協和）と「共同体」（個人の尊厳を支える社会規範が固持される領域）の境界がアプリオリには定まらず、公的なものと私的なものの境界もまた問い直され曖昧化される。
- ⇒ 私的領域のありようが、単に個人化された自己決定というより、常に残存するヘゲモニックな権力関係のなかで他人の視線を意識しながらの自己表現として進行する
- ⇒ インターネットは一層の強度をもって私生活へと浸透し、コミュニケーションは私的な自己表出と公的な言論がシームレスに結びつく匿名的な親密性によって特徴づけられた「半-公共圏」で展開される、他者との対話を失う。

（山羽論文の分析）山羽は、思想の市場とその外部の相剋と緊張を描き出す。2で紹介した議論とは異なり、思想の市場の外部をそれ自体一つの自己統治の形と見ており、そして熟議民主主義と闘技民主主義の双方にとって表現の自由が本質的と見ている点（前者は道具的・手段的、後者は参加という点で目的論的）。その上で、公共性の未決定性・私的領域の植民地化（お茶の間侵入論！）による思想の市場の縮減を憂慮。

（2）江藤（2025）の骨子（時系列では山羽論文に先立つ）

- 思想の自由市場論のイデオロギー的機能と市場の失敗を説く。デジタル社会によってこの傾向が加速したと見る。自由市場の射程は限定的。真理や熟議は個人の生にとっては手段的。ライフスタイル（生活様式）の認知の重要性
- 二つの民主主義観。民主制とデモクラシーの差異。前者は代表制、後者は「言葉を持たざるものによる既存秩序に対する他者の不合意の運動」（Ranciere の民主主義観）。情報革命によるメディアの多様化・充実、後者の人々による言葉の復権。
- ヘイトスピーチ規制：インターネット空間の特殊性、匿名性・伝播性、過大包括も問題だが過少包括は viewpoint 差別。悪質な言論が価値ある生の重要な一部を構成していることも。その言論の否定は、その人の価値ある生を全体として否定する恐れ

- 他方で自己実現論の問題点。「私的言論が私的なままに公共空間を席卷する事態」。「悪者には人権はない」＝私人逮捕系コンテンツの思想。適正手続という名の正義。自力救済の禁止（私人による現行犯逮捕は例外、刑罰権と主権的行為）。Cancel culture への評価は両義的
- 公的な価値でさえ私的なコンテンツによって消費される時代。「政治的なことを個人的なこと」にしている。「個人的なことを政治的なこと」にする契機をいかに見出すか。自己実現から自己統治への連続はいかにして可能か。

（山羽 2025 との比較）

山羽 2025 脚注 14 は、江藤 2025 に対し、「表現の自由に関する公私の現状について、本稿とやや異なる見方を示す」としている。どちらも現状の思想の自由市場に問題点を認めつつも、国家による介入を説く前に、思想の市場の外部を思考している点で共通。そして、熟議民主主義（あるいは代表制）には尽くされない「理性的ではない声」にも表現の自由としての主体性を認める。そして、後者の意味の民主主義が公私の区分をおよそ不可能にするおそれについても懸念を共有（山羽は私生活の植民地化によって、江藤は公的価値の消費コンテンツ化によって）。

両者の違いは、山羽 2025 が私的領域が私的領域として尊重される状態を確保することで「私」と「公」を切断する方向で行くのに対して、江藤 2025 はこれらを連続させる方向性を模索している点。ただし、江藤 2025 は山羽 2025 のいう植民地化された私的領域を起点に、公的言論がいかにして可能かという憲法論を展開しきれていない点に弱点。

4. 熟議と闘技（agonism）の両立可能性

思想の市場は理性・相互理解を志向

闘技民主主義は、情動とアイデンティティを基盤に敵対と対抗

両立のための視座

①制度的チャンネルを区分

思想の市場＝議会、裁判所、政策形成

闘技民主主義＝デモ（cancel culture を含む）、SNS によるネット世論、集会の自由

②闘技の規範化

ヘイトスピーチでは発話を禁止するよりも、more speech を通じて、「公共圏における可視化と批判」を可能にする。

Dis/mis-information の広範な規制は既存権力の温存につながる。闘技を破壊するような内容に限定して規制

③対立を制度的に表現できる場を制度化

公共フォーラムの設計（デモやオンライン討議の制度化）

5. 終わりに

・ Agonism ではなく antagonism (Schmidt 的) の危険性。思想・良心の自由。思想 (観念 ideas) と良心 (conscience) でそれぞれ系譜は異なる。良心は「人間の内なる法廷」。思想は理性・知力の次元。

・ アルゴリズムと AI が「認知過程」にまで入り込んでいる現状。しかし、人間は他者が欲望しているものを欲望する (ラカン)。小文字の他者と大文字の他者、デジタルメディアによるコンテンツを欲望して創り上げられる「主体性」の是非を論じるなら、主体性とは何かを明確にする必要。

(参考文献)

市川 2025：市川正人「表現の自由の保障の意義と課題」現代思想 2025 年 5 月号

江藤 2025：江藤祥平「表現の自由の耐えられない軽さと重さ」現代思想 2025 年 5 月号

成原&志田 2025：「表現をめぐる自由と自律」現代思想 2025 年 5 月号

水谷 2023：水谷瑛嗣郎「「表現の自由」の現代的な「カタチ」——フェイクニュース問題を切り口に」論究ジュリスト 33 号

山羽 2025：山羽祥貴「表現の自由のフロンティアー「思想の市場」とその外部」世界 2025 年 8 月号

山本龍彦 2023：『<超個人主義>の逆説』弘文堂

山本健人 2023：「デジタル立憲主義と憲法学」情報法制研究 13 号

曾我部 2024：曾我部真裕「情報空間における国家の役割と憲法論の課題」比較憲法学研究 36 巻